

4月号 (535号)

Yは電子機器類の製作等を目的とする上場会社である。Yの創業者Xは、平成元年以来代表取締役社長をつとめ、その後、再任を重ね令和6年6月29日にも再任された。Yの定款は、「取締役会に関する事項については、取締役会で定める『取締役会規程』による」と定め、同規程は「取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる」（8条1項）、「前項の通知は、開催日時、場所及び会議の目的事項〔☞「議題」〕を記載した書面をもってこれを行う」（同2項）と定めていた。また同規程により、Yは定例取締役会を毎月開催することとしており、かつその招集はXが行っていた。Xは「令和6年7月度取締役会開催のご案内」（令和6年7月24日付）と題する以下の取締役会招集通知（「本件招集通知」）をYの取締役全員及び監査役全員に発送した。「日時：7月31日（水）10時、場所：東京本社第一会議室、議題：（審議事項）①令和6年8月1日付人事異動の件、②海外出張に関する旅費支給規程改定の件、（報告事項）①令和6年6月度営業状況及び経営概況、②その他」。

本件招集通知にかかる取締役会（「本件取締役会」）は、招集通知記載の日時及び場所において取締役全員及び監査役全員が出席して開催されたが、その場でAがXをY代表取締役社長の職務から解職する旨の決議をなすべきとの議案（「本件議案」）を緊急動議として提出した。Aは本件議案の採決に当たり、Xは特別利害関係人に該当し議長として不適格であるので本件議案の審議及び採決のため、Bを議長として推薦してその議を諮ったところ、C及びD（Xの子）以外の取締役10名が即時これに賛同し、Bが議長に就任して本件議案の審議を諮ったが、本件議案提出理由について「現在のX社長の経営方針では、社業の発展どころか早晚経営の危機を迎えかねないと判断しております。代表取締役社長として不適格であると存じますので、解職の動議を提出する次第でございます。」と述べ、Xを特別利害関係人としてその議決権行使を拒み、かつXを本件議案の決議の成否にあたって審査されるべき出席取締役の数から排除した上、C及びD以外の取締役全員が賛同したため、本件議案は可決され取締役会は終了した。Xは、本件取締役会においてなされた決議は無効であることの確認を求めて訴えを提起した。裁判所はXの請求を認めるべきか。